

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例
秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「7,929.4ヘクタール」を「8,119.9ヘクタール」に、
「291,010人」を「283,840人」に、「162,610.0立方メートル」を
「159,148.0立方メートル」に改める。

別表第 3 中「554.0ヘクタール」を「496.1ヘクタール」に、「15,468
人」を「14,258人」に、「3,383.4立方メートル」を「3,056.7立方メート
ル」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。